

声かけで 命を救うぞ！ おおしま

大島地区防災計画
(2020 年版)



これは大島地区みんなの
「防災の約束」を決めた
大切なものだぽん！
ふだんからよく読んで、
もしもの時に備えるぽん！

2020年4月発行
＜大島地区防災会＞

0	はじめに（大島地区防災ルール）	1
1	命を守る防災マップ	
	◆ 全体版	2
	（地区版）	
	◆ 正儀内・リバーサイド	3
	◆ 寄居・山王・本郷	4
	◆ 上新田・岡里	5
	◆ 観音	6
2	知る	
	◆ いつ？どうやって？（避難の流れ・フロー図）	
	地震編	7
	◆ 大島地区 防災連絡網	8
	伝達・報告例文	10
	◆ 助けが必要なかたの命を救う対策	11
	一緒に避難する時のポイント	12
	資料編	
	◆ 大島地区防災会規約	13

大島地区は渡良瀬川の水害の危険性が非常に高い地域です！

**はやめに行動がとれるよう日頃からの心構えと準備を
一人ひとりがしっかりおこなひましょう！**

ルール1

**水害から命を守るために、
一人ひとりが早めに避難を開始する**

ルール2

**情報は待つのではなく、
自ら積極的に収集する**

ルール3

**災害時をイメージし、
日ごろから十分な準備(備蓄)をする**

ルール4

**日ごろからのご近所のつながいを大切に！
助けが必要なかたに声かけしてみんなで助け合おう**

水害時の避難先は一人ひとりが事前に決めておきましょう！

避難先(例)：浸水しない地区の親戚や友人宅、または第一小、第一中、第八小などの指定避難所



水害（特に渡良瀬川）のおそれが高いとき、危険箇所を避けて

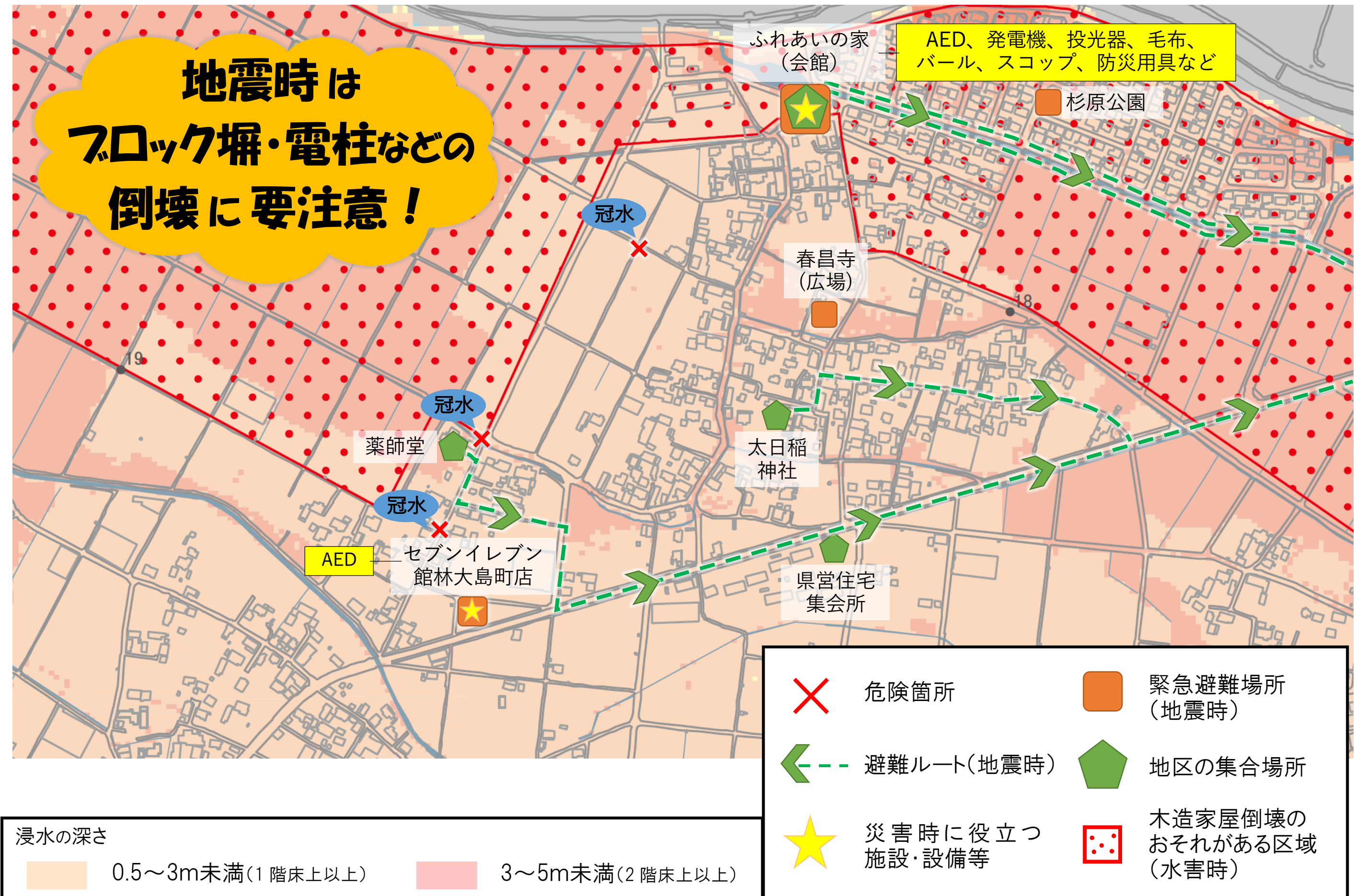
ただちに浸水しない地区へ避難！

「避難準備・高齢者等避難開始」の情報を確認したら、

明るいうちに、みんなで声をかけあって避難！

1 命を守る防災マップ（正儀内・リバーサイド）

3





地震時は、
用水路に沿って第四小へ

地震時は
ブロック塀・電柱などの
倒壊に要注意！

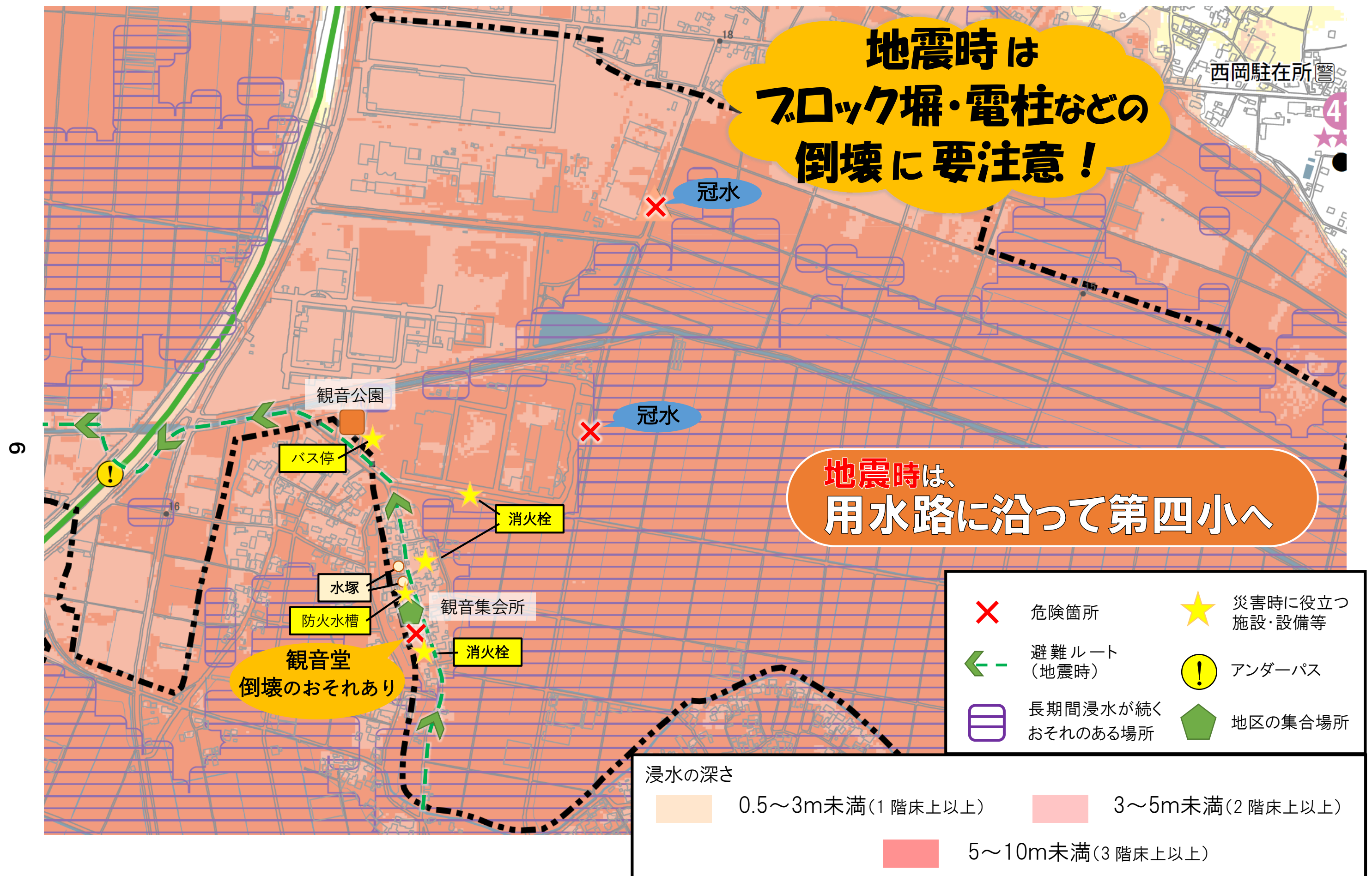


- | | | | |
|---|----------------------|---|------------------------------|
| × | 危険箇所 | ■ | 緊急避難場所
(地震時) |
| ← | 避難ルート(地震時) | ■ | 地区の集合場所 |
| ★ | 災害時に役立つ
施設・設備等 | ■ | 木造家屋倒壊の
おそれがある区域
(水害時) |
| ■ | 長期間浸水が続く
おそれのある場所 | | |

浸水の深さ

- | | | | |
|---|------------------|---|----------------|
| ■ | 0.5～3m未満(1階床上以上) | ■ | 3～5m未満(2階床上以上) |
| ■ | 5～10m未満(3階床上以上) | | |

1 命を守る防災マップ（観音）



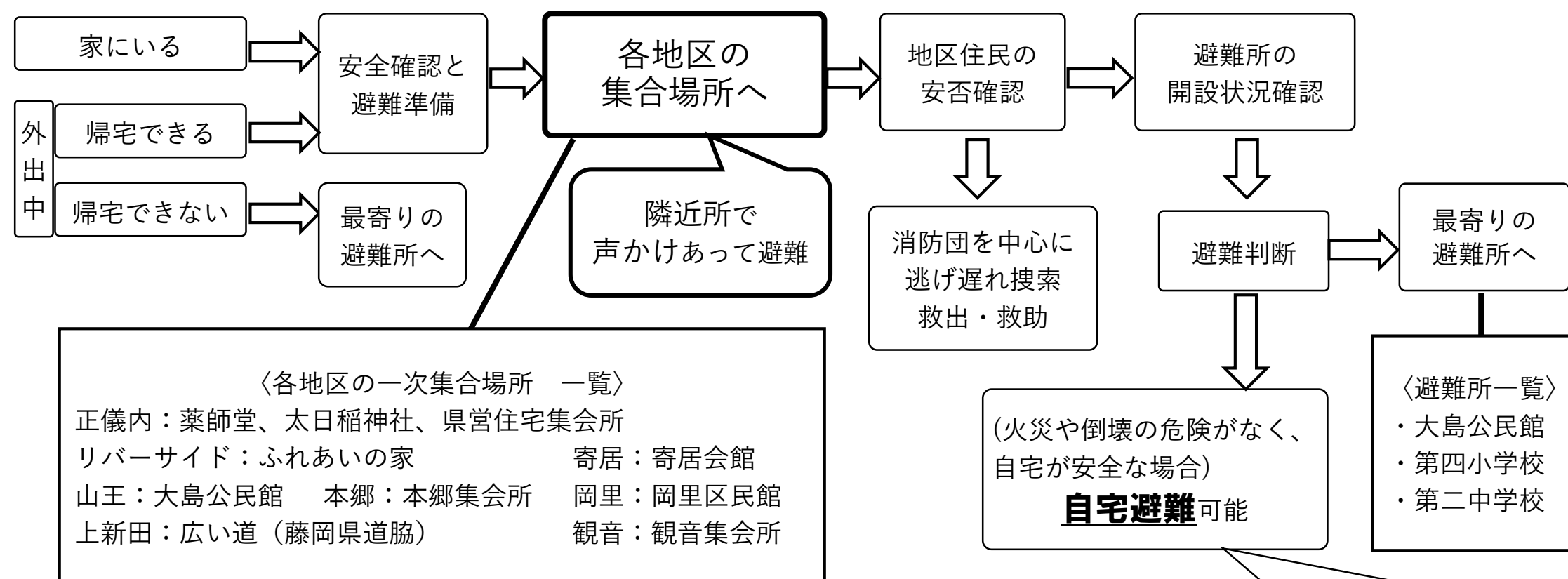
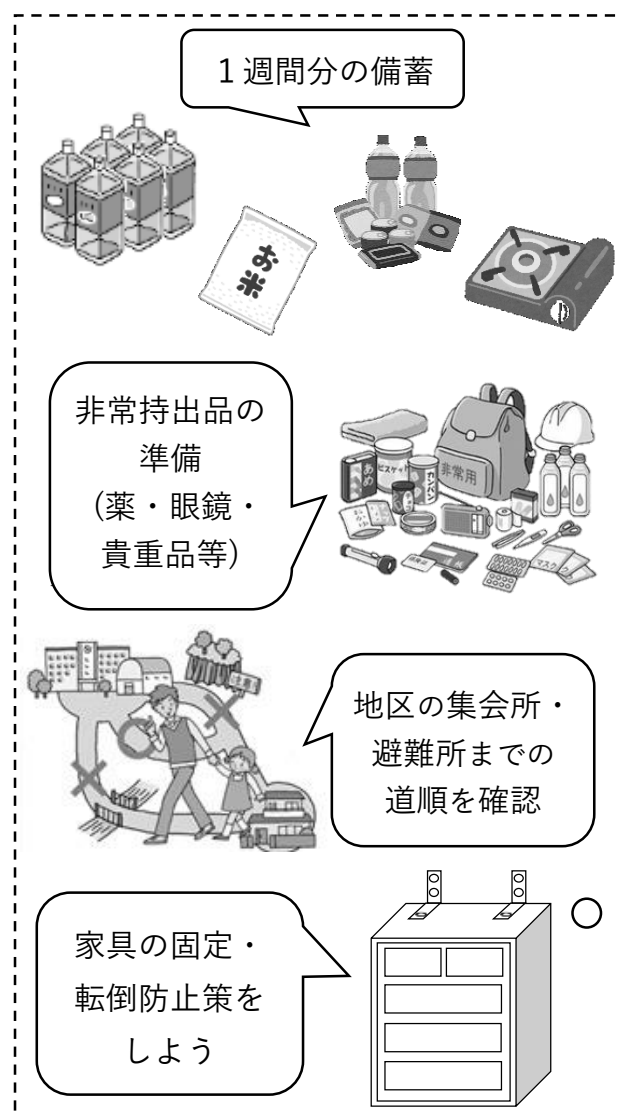
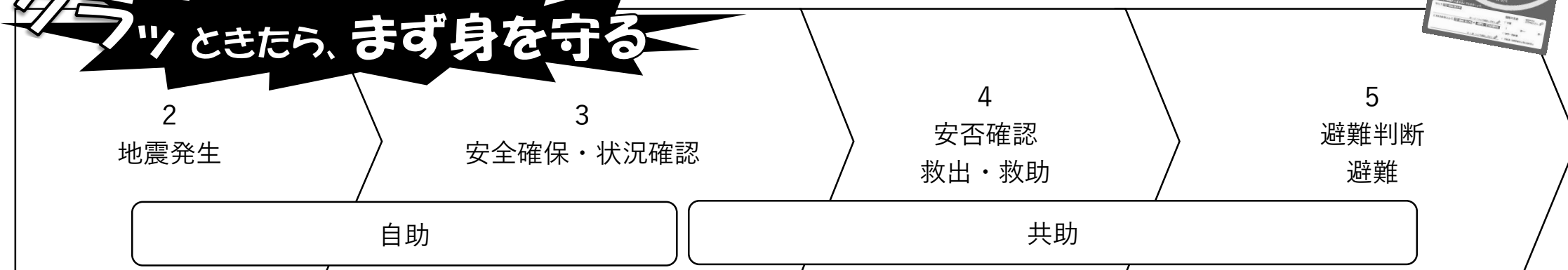
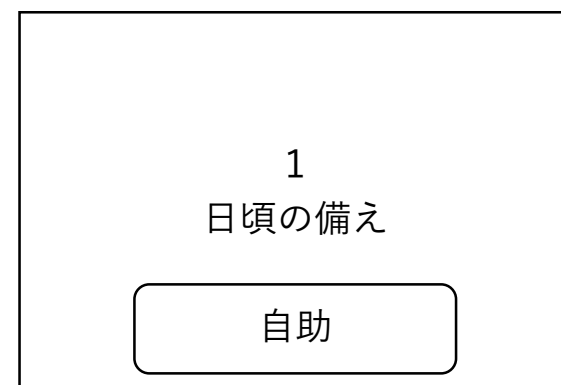
地震編

～日頃の備えと災害が起きたときの行動をフロー図で確認してみましょう～

※水害時は館林市ハザードブックP.14～15を参照



ガラスときたら、まず身を守る



地震は一瞬のうちに起こるため、**事前の備えが第一！**

- ☐ L字金具等で、家具や家電など固定する
- ☐ 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る

事前に十分な**備蓄**（食料・トイレなど）、**情報収集の方法**を確認しておきましょう！孤立する覚悟も必要

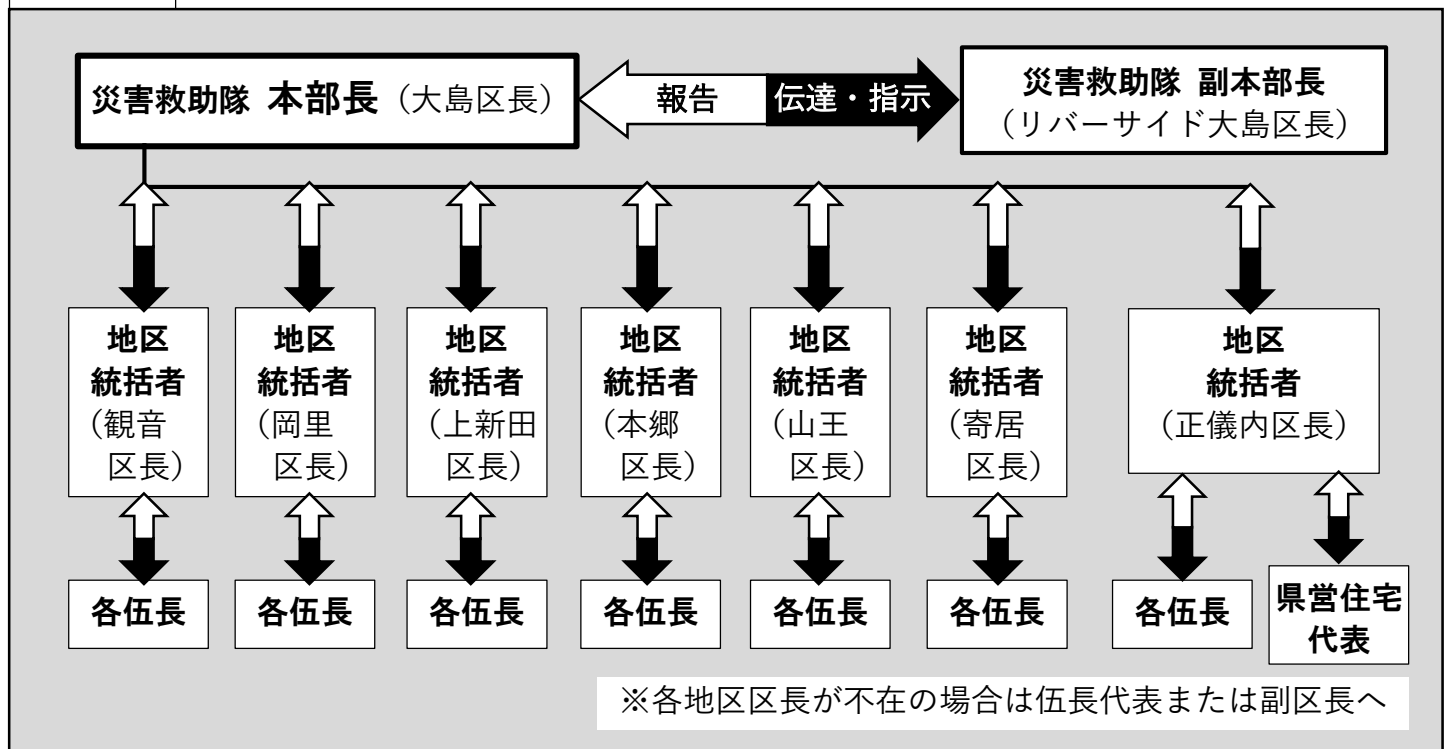
ペットについて

災害でペットを守れるのは飼い主だけ。普段のしつけが最も有効な防災対策です。ペットの避難セット（ペットフード・シーツなど）も用意しましょう。

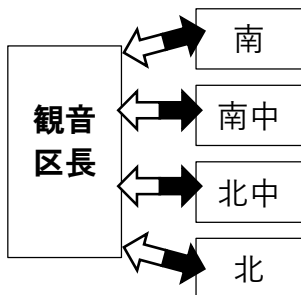


大島地区 防災連絡網

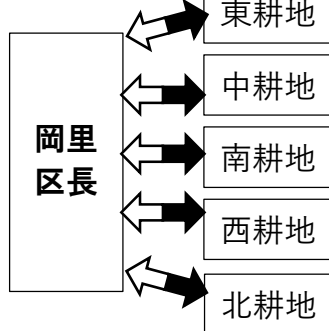
全体図



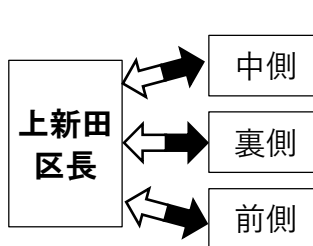
【観音】



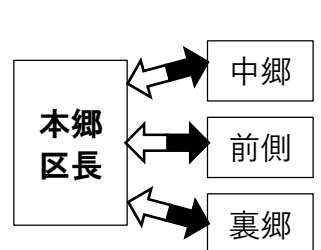
【岡里】



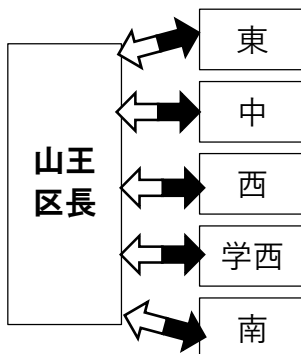
【上新田】



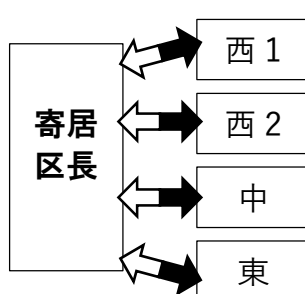
【本郷】



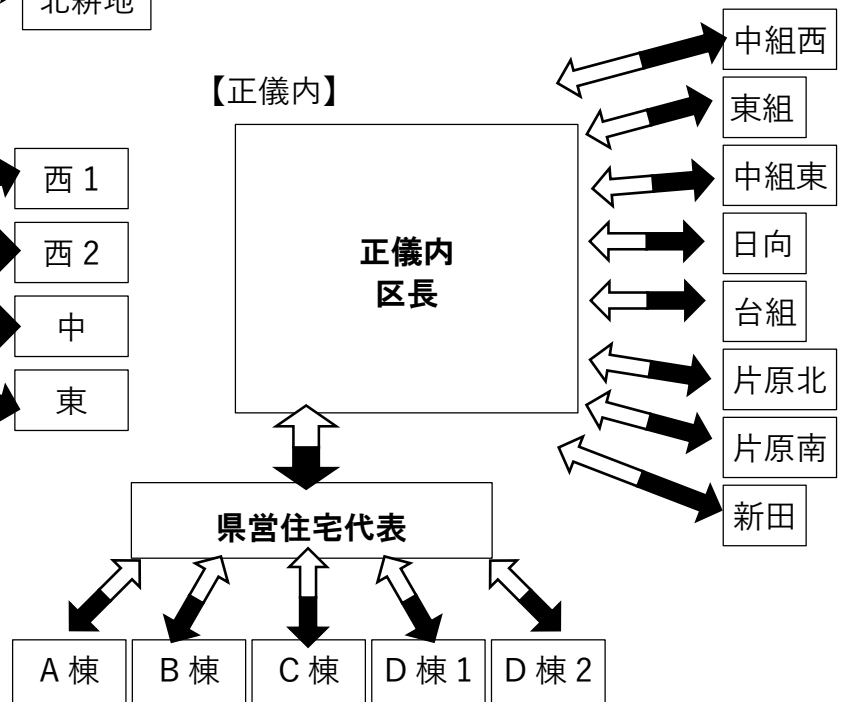
【山王】



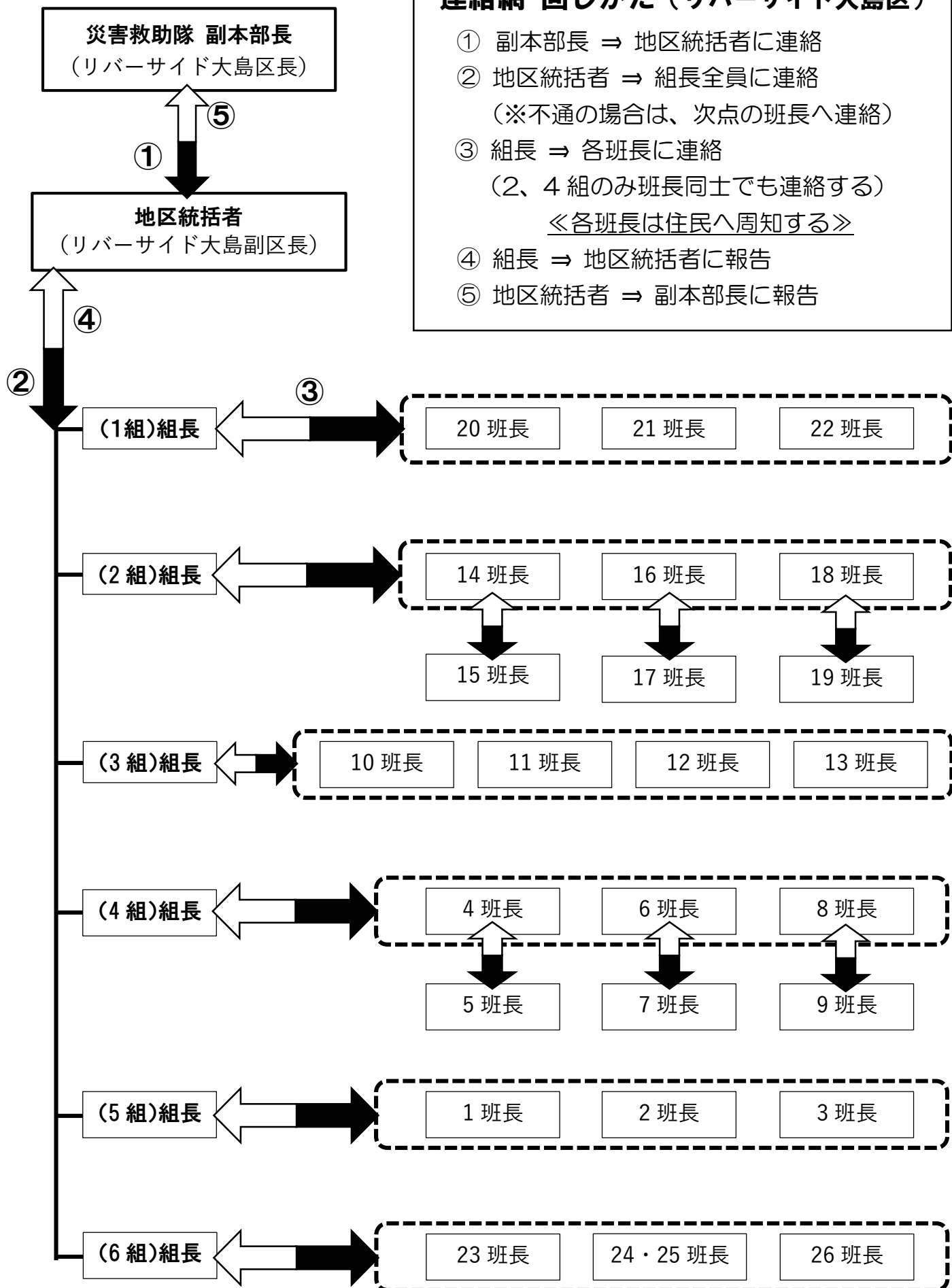
【寄居】



【正義内】



2 知る（防災連絡網）



（防災連絡網 例文）

情報伝達 例文

（自分の地区名・名前）より、（相手の地区名・役職名）。

××時△△分（本部指示時刻）、本部より指示。

市より〇〇時◎◎分（発令時刻）「避難準備・高齢者等避難開始」が、大島区に発令、ただちに住民に周知せよ。

また、助けが必要なかたへの声かけ・支援をおこなうこと。
以上です。

（自分の地区名・名前）より、（相手の地区名・役職名）。

××時△△分（確認時刻）、〇〇地区内の道路冠水発生。

避難にあたっては、冠水など危険箇所を避けて、
明るいうちに安全な経路で避難をおこなうこと。

以上です。



緊急報告



助けが必要な場合や緊急時には、ただちに伍長または組長から地区統括者へ報告・相談

報告 例文

（自分の地区名・名前）より、（相手の地区名・役職名）。

××時△△分（確認時刻）、けが人が1名発生。

場所は、〇〇集会所周辺。

住宅の倒壊、がれきに挟まれ、身動きが取れない状態。

至急、救助用具と人数の応援を願います。

報告以上です。

2 知る（助けが必要なかたの命を救う対策）

災害時に犠牲者を出さないために！

大島地区みんなの **命を救う** 対策

「助けが必要なかた」って？

自らで災害から身を守る行動が困難なかた
(寝たきりなどの高齢者、障がい者、乳幼児や外国人など) です。
そのため、家族や地域の協力が欠かせません！

平常時

「お助け名簿」
「防災連絡網」
の作成・管理

1. お助け名簿作成のお願い通知（防災会より）
2. 助けが必要な世帯はシート記入（区長・副区長・伍長・組長・班長・公民館のいずれかへ提出）
3. 助けが必要なかたの存在を把握
4. 地区役員が、お助け名簿の共有・管理

おおしま お助け名簿

町名 _____ 隣組 _____

地区の避難先

地震（緊急時） _____（避難所） _____

水害（避難所） _____

水害時の緊急避難場所：

◆ この名簿は役員が責任をもって保管・管理します

お助け名簿 記入シート

（令和2年4月20日時点）

町 名	リバーサイド大島	隣 組	20 班
住 所	熊本市 大島町 9999	電 話	固定 72-9999
世帯主名	大島 一郎	電 話	携帯 090-9999-9999
緊急連絡先①	名前 館林 花子 関係 娘 電話 080-8888-8888	緊急連絡先②	名前 _____ 関係 _____ 電話 _____
助けが必要なかた ①	氏 名 大島 太郎	支援が必要な時間帯 (該当時間帯に○つけ)	平日 土日祝
	年 齢 90 才	朝(6~12)	○
	性 別 男性・女性	昼(12~18)	○
		夜(18~6)	
助けが必要な理由	高齢者のかた・傷病者のかた・目の不自由なかた・耳の不自由なかた・車いすのかた・外国人のかた・知的障がいのあるかた・その他 ()		
助けにあたっての特記事項	日中は家族が不在、耳は聞こえるが、杖をついており移動に時間がかかる。		

※画像はイメージです

災害時

名簿、連絡網を
もとに
声かけ・
避難支援

- (地震) 1. 助けが必要なかたに声かけ（両隣・役員）
2. 助けが必要なかたと一緒に避難
3. 地区の避難場所での安否確認

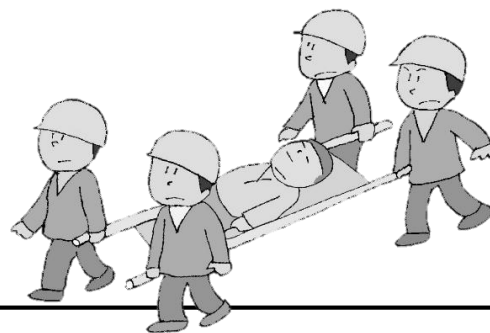
〈一緒に避難できなかった場合〉

4. 地区の避難場所での人手を確保し、搜索

- (水害) 1. 「避難準備・高齢者等避難開始」発令時に「防災連絡網」による連絡、または声かけ
2. 助けが必要なかたと一緒に避難する

2 知る（助けが必要なかたの命を救う対策）

一緒に避難する時のポイント



高齢者
傷病者
のかた

- ・ できるかぎり複数の人で対応する。
- ・ 緊急のときは、おぶるもしくは担架で避難する。

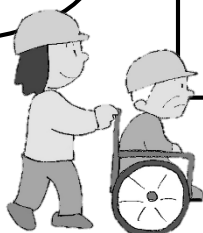
目の
不自由なかた

- ・ つえを持つ手と反対側のひじのあたりに軽く触れるか、腕や肩をかして半歩くらい前をゆっくり進む。
- ・ 階段などの障害物を説明しながら進む。
- ・ 方向や位置は、時計の文字盤の位置で伝える。

耳の
不自由なかた

- ・ 筆談は要点をわかりやすく。
- ・ 手のひらに指先で字を書く方法でもよい。
- ・ 話をするときは、顔をまっすぐ向け、口を大きく動かしゆっくりと話す。

車いすのかた



- ・ 1人で援助が困難なときは、近くの人に協力を求める。
- ・ 車いすは、階段では3、4人で援助する。上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きに移動する。

外国人のかた

- ・ 身振り、手振りで話しかけ、孤立させない。

知的障がい
あるかた

- ・ 声をかけるときは、ゆっくり丁寧にわかりやすく。
- ・ 本人のペースに合わせて、誘導する。

(名 称)

第1条 この自主防災組織の名称は、大島地区防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 防災会は、館林市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 防災会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報収集・伝達、救出・救護、避難誘導及び応急手当に関すること。
- (5) 防災機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 本会は、大島地区内にある世帯及び事業所等をもって構成する。

(役 員)

第5条 防災会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書 記 1名（公民館）
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 防災会の役員は、大島地区各種関係団体代表者より選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、防災会を代表し、会務を総括し、災害発生時には応急対策の指揮をとる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 書記は、防災会の庶務を行う。
- 4 会計は、防災会の会計を担当する。
- 5 監事は、防災会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の任期は1年とし、毎年4月から翌年3月までの期間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、その後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 防災会の会議は、役員会、幹事会、関係団体会議とする。

- 2 会長は会議の長となり、議事を総理する。
- 3 会議の議事は、出席の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、正副会長及び委員の中から会長が指名した者で構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 防災会に提出すべきこと。
 - (2) 防災会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 防災会は、災害による被害を防止及び軽減するため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項を定める。

- (1) 災害救助隊の編成に関する事。
- (2) 防災訓練の実施に関する事。
- (3) 災害発生時における情報収集・伝達、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関する事。
- (4) その他必要な事項

(本部の設置)

第12条 災害時における災害救助隊本部の設置は次のとおりとする。

- (1) 管内の災害状況により、本部長は各班長を招集し協議して決定する。
- (2) 災害救助隊本部は大島公民館に設置する。

(経 費)

第13条 防災会の運営に要する経費は、区の負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第15条 この規約に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成10年 9月18日より施行する。

この規約は、平成19年11月6日より施行する。

この規約は、平成23年10月1日より施行する。

この規約は、平成28年4月1日より施行する。

この規約は、令和元年9月18日より施行する。